第1回 津奈木町地域公共交通会議

協議議案

議案第1号	津奈木町地域公共交通会議設置要綱について	P.1
議案第2号	津奈木町地域公共交通会議事務局規程について	P.3
議案第3号	津奈木町地域公共交通会議財務規程について	P.5
議案第4号	役員選出について	P.7
議案第5号	平成26年度事業計画(案)について	P.8
議案第6号	平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付	
	申請について	P.9
議案第7号	平成26年度歳入歳出予算(案)について	P.15

津奈木町地域公共交通会議設置要綱

(平成26年3月17日 告示第17号)

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年5月25日法律第59号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、津奈木町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
 - (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
 - (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号)に基づき実施する事業に関する事項
 - (4) 法第6条第1項に関する事項
 - (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (交通会議の構成員等)
- 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 町長が指名する者
 - (2) 住民又は利用者の代表者
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
 - (5) 九州運輸局熊本運輸支局の代表者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (7) 国、県及び町の道路管理者
 - (8) 熊本県水俣警察署の代表者
 - (9) その他町長が必要と認める者
- 2 前項第2号から第8号までの委員の選任に当たっては、代表者等が指名する者を 委員として選任することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)

- 第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、第3条第1号に規定する者をもって充て、副会長は委員の互選により選 任する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 交通会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のとき は、議長の決するところによる。
- 6 交通会議は、原則として公開とする。ただし、必要があると認めるときは、交通 会議の決定によりこれを公開しないことができる。
- 7 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して資料の提出をさせ、又は交通会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(事務局)

- 第7条 交通会議の事務を処理するため、津奈木町役場総務課内に事務局を置く。 (監査)
- 第8条 交通会議に監査委員を2人置く。
- 2 監査委員は、会長が委員の中から指名する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (経費)
- 第9条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 10 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

津奈木町地域公共交通会議事務局規程

(平成26年4月1日 告示第34号)

(趣旨)

第1条 この規程は、津奈木町地域公共交通会議設置要綱第7条の規定に基づき、津 奈木町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の事務局に関し、必要な事 項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 交通会議の会議に関すること
 - (2) 交通会議の資料作成に関すること
 - (3) 交通会議の庶務に関すること
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項 (職員等)
- 第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、津奈木町総務課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、津奈木町の職員をもって充てる。 (専決事項)
- 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項についてはこの限りではない。
 - (1) 事務局の運営に関すること
 - (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること
 - (3) 物品及び現金の出納に関すること
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編纂、保存その他文書に関し必要な 事項は、津奈木町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

- 第6条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。
- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等は、津奈木町において定められている公印の扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は会長が別 に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	様式	寸法 (ミリメートル)	書体	保管者	個数	用途
津奈木町地 域公共交通 会議会長の印	津奈木町地域会議交長之印	方 2 4	古印体	事務局長	1	公文書用

津奈木町地域公共交通会議財務規程

(平成26年4月1日 告示第35号)

(趣旨)

- 第1条 この規程は、津奈木町地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、津奈木町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (予算)
- 第2条 交通会議の予算は、津奈木町からの負担金、国からの補助金、繰越金 及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る 経費をもって歳出とする。
- 2 交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度の予算を作成し、 交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに津奈木町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたと きは、これを作成し、速やかに交通会議に諮るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

- 第4条 歳入歳出予算の科目は、別表第1のとおりとする。
- 2 当該年度において、臨時及び特別な理由があるときは、別表第1に定める 以外の科目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

- 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、津奈木町の例によるものとする。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用及び予備費の充用をしたときは、 交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

- 第6条 交通会議の出納は、会長が行う。
- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

- 第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。
- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

- 第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、津奈木町の例により行うものとする。
- 2 交通会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算整理簿
 - (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊 (決算等)
- 第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに交通会議の決算を作成し、交通 会議の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第8条の規定に定められた 監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の 写しを速やかに津奈木町長に送付しなければならない。 (委任)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は会 長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の科目

	科	目	
1	負担金		
2	補助金		
3	繰越金		
4	諸収入		

歳出予算の科目

	科	目	
1	会議費		
2	事務費		
3	事業費		
4	予備費		

議案第4号

役員選出について

【副		声	١
L ⊞'.	云	X	1

津奈木町地域公共交通会議設置要綱第5条の規定により、委員の互選により 選出する。

副会長

【監査委員】

津奈木町地域公共交通会議設置要綱第8条の規定により、会長が委員の中から指名する。

監査委員	
監査委員	

議案第5号

平成26年度 津奈木町地域公共交通会議 事業計画 (案)

								₩揺.		米 施			
n1	3月	•			<i>(</i>								$\overline{\wedge}$
平成27年	2月												
1-1	1月												
	12 月	•											
	11月									$\overline{\bigcap}$			
	10 月												
ш	9月	•											
平成26年	8月												
प्र	7月				$\langle \cdot \rangle$								
	6月												
	5月												
	4月	•											
{{} 	俠레시주	き議の開催	(調査事業)の交付申請		器	雄	・基本方針・計画目標 ・路線再編案	・運行区域 ・運行経路	・運行本数 ・運行ダイヤ ・運行方式 ・料金体系 ・使用車両			利用促進策の検討乗継拠点の検討	計画書の作成
F E	祖日	津奈木町地域公共交通会議の開催	確保維持改善事業(調査	生活交通NW計画策定調查委託業者選定	町内公共交通の現状と課題	住民等ニーズの調査・把握	路線再編方針	イール	サービス水準	運行経費の試算	収支計画	1. 人名英格兰 人名英格兰 人名英格兰人姓氏 医二种	I : : : }
		详	確保	生活	用	住民	路線		新設路線の運	作 計画		有 拼	ļ

議案第6号

様式第5-1 (日本工業規格A列4番)

平成26年4月 日

国土交通大臣 殿

津奈木町地域公共交通会議 会長 山田 豊隆

平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業) 交付申請書

平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)金6,480,00 0円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業) 交付申請事業

補助対象事業者名 津奈木町地域公共交通会議

/ **/		_ \
(m 4	77	円)
(単	<u>u</u>	-1

補助対象事業の	補助対象事業の着手	補助対象経費	補助金額
名称及び内容	及び完了予定日	無助 对	無助並 做
生活交通ネットワーク計画策定	着手予定日:	6, 480, 000	6, 480, 000
調査事業	交付決定日以降		
・町内公共交通の現況と課題の整	完了予定日:		
理	平成 27 年 3 月 31 日		
・住民ニーズの調査・把握			
・路線再編方針の検討			
・新設路線の運行計画案の検討			
・生活交通ネットワーク計画のと			
りまとめ			
・協議会開催			

(添付書類)

- (1) 地域公共交通調査事業の実施に関する計画
- (2)補助対象経費に係る見積書
- (3) その他補助金の交付に関して参考となる書類

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

本町は人口5,062人、高齢化率は35%(H22国勢調査)となっており、人口減少及び高齢化が続いている。また、面積は33.98k㎡で平坦部はわずか30%程度となっており、山林が65%を占める中山間地域となっている。

本町の公共交通は、主に国道3号を南北に約60km運行する八代・水俣線と、国道3号から外れて海浜地区沿いを運行する平国線(水俣・芦北間)があり、いずれの路線も産交バス(株)が運行している。現在、バスは1時間に1本程度の運行となっており、最低限のサービス水準は確保されている状況にある。しかし、住民のほとんどが自家用車での移動であり、バス利用者数の減少が続いていることから、行政への負担額は年々増加し、赤字補てんへの補助金総額は2千万円を超えている状況となっている。

特に平国線の利用状況は、1便あたり2~3人の乗車数であり、小規模な需要しか見込めない。また、地理的条件が悪く、各世帯からバス停までの移動が困難なこともあるため、利用すること自体が不便な状況となっている。この平国線については、関係市町で構成する八代水俣線等路線バス再編検討協議会において本町と芦北町の区間が廃止する方針であり、平国線そのものの見直しが必要とされている。また、高齢化による交通弱者が増え、路線が通っていない交通空白地域(5地区)の住民から平成23年に150人余のバス再編要望の陳情書が提出され、町議会においても一般質問、予算委員会等でもこの問題解決が急務とされている。

この他にも、本町は道路幅員が狭い地域が散在していることから、既往の路線バスでは対応できない公共交通手段がない地域(空白地域)が点在している。今後も高齢化の進展が見込まれることから、地域の生活の足を確保することが急務となっている。

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

現在の町内の公共交通体系を見直すことを目的とし、津奈木町生活交通ネットワーク計画を策定する。また、公共交通体系の見直しに際し、平成27年度からの地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)を活用することを見据え、町内全域にデマンドタクシー等の新たな地域公共交通手段の導入を目指している。

計画策定のためには、地理的条件や人口分布、施設立地等の地域特性及び地域住民ニーズの把握が必要不可欠である。平成24年度に熊本県が地域公共交通の役割分担を把握するため本町を含む八代・芦北・水俣管内の鉄道及びバスの利用状況調査を実施しているが、これは鉄道及びバス利用者へのアンケート調査となっており、普段利用していない住民のニーズ等は把握できていない。また、新たな公共交通を実際に運行した場合の体制や利用状況等について検証することも重要である。

今回策定する計画では、住民の交通の利便性を高めるとともに、財政的にも持続可能な公共交通 を運営することを見据えていることから、幅広い地域や年齢層の住民の利用意識やニーズの調査を 行うことが必要となっている。

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
1. 町内公共交通の現況と課 題の整理	町内公共交通の現況、地理的条件や道路網、人口分布、施設立地等の地域特性を把握し、財政的制約や空白地域の存在の観点から町内公共交通体系を見直す上での課題を整理する。
2. 住民ニーズの調査・把握	町内地域住民に対してアンケート調査又はヒアリング等により、公 共交通に対する住民ニーズの把握、留意事項の整理を行う。
3. 路線再編方針の検討	町内公共交通の課題を踏まえ、バス路線再編、交通結節点の配置等 に関する基本方針を検討する。また、基本方針に基づき、計画目標 の設定を行う。
4. 新設路線の運行計画案の 検討	路線再編方針に基づき、新設する路線の具体的な運行計画(運行範囲、運行方式、運行ルート、使用車両等)について検討し、運行事業者の選定に際しての条件整理を行う。
5. 生活交通ネットワーク計 画のとりまとめ	これまでの検討結果をとりまとめるとともに、利用促進策の検討等 を行い、生活交通ネットワーク計画 (案) の作成を行う。
6. 協議会開催	地域公共交通会議の運営に必要な協議資料の作成、議事録の作成等を行う。会議の開催は年4回程度を予定している。また、各関係機関の実務担当者との調整・協議を行う。

4. スケジュール				
実施項目	4 月	9 月	12 月	3 月
1. 町内公共交通の現況	4			
と課題の整理				
2. 住民ニーズの調査・				
把握	•	~		
3. 路線再編方針の検討		\longleftrightarrow		
4.新設路線の運行計画 案の検討		—	—	
5. 生活交通ネットワー				_
ク計画のとりまとめ			-	-
6. 協議会開催	*	↔	*	*

5. 予算計画				
実施項目	総事業費 (見込み)	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
1. 町内公共交通の現況 と課題の整理	805 千円	805 千円	805 千円	0 千円
2. 住民ニーズの調査・ 把握	2,761 千円	2, 761 千円	2, 761 千円	0 千円
3. 路線再編方針の検討	250 千円	250 千円	250 千円	0 千円
4. 新設路線の運行計画 案の検討	538 千円	538 千円	538 千円	0 千円
5. 生活交通ネットワー ク計画のとりまとめ	737 千円	737 千円	737 千円	0 千円
6. 協議会開催等事務費	1,389 千円	1, 389 千円	1,389 千円	0 千円
合計	6, 480 千円	6, 480 千円	6, 480 千円	0 千円

仕入れ控除を行うことができない旨の理由書

私ども津奈木町地域公共交通会議は、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」第2条の規定に基づき組織された協議会であり、収入は国からの補助金及び津奈木町からの負担金が主で、長期に継続した事業を行う消費税の課税事業者ではありません。

従いまして、消費税の申告を行いませんので、補助対象経費にかかる消費税について、 仕入控除を行うことができません。

上記の理由により、補助対象経費にかかる消費税相当額を補助対象経費に含めて申請いたします。

平成26年4月 日

津奈木町地域公共交通会議

会長 山田 豊隆

平成26年度 津奈木町地域公共交通会議 歳入歳出予算書 (案)

(歳入) (単位:千円)

				(十四:111)
科目	本年度予算額	前 年 度 予 算 額	比較	説明
1負担金	519	0	519	津奈木町負担金 519
2補助金	6,480	0	6,480	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 6,480
3繰越金	0	0	0	前年度繰越金 0
4諸収入	1	0	1	預金利子 1
合 計	7,000	0	7,000	

(歳 出) (単位:千円)

科目	本年度予算額	前 年 度 予 算 額	比較	説明
1会議費	15	0	15	会議飲料費 15
2事務費	70	0	70	消耗品費50郵便料10手数料10
3事業費	6,880	0	6,880	生活交通ネットワーク計画策定調査委託料 6,480 住民アンケート調査費 400
4予備費	35	0	35	予備費 35
合 計	7,000	0	7,000	